書類（許可取得が必要な場合）（注42）						
㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注42）	□有 □無					
㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離が離隔の範囲ができる地図等（注43）	□有 □無					
㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注43）	□有 □無					
㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体公報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類（注43）（注44）	□有 □無					
㉕説明会の開催案内を周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注43）	□有 □無					
㉖説明会における配布資料（注43）	□有 □無					
㉗説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類（注44）	□有 □無					

書類（注44）						
㉘説明会の議事録（注43）	□有 □無					
㉙説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注443）	□有 □無					
㉚説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注43）（注44）	□有 □無					
㉛再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）	□有 □無					
㉜補助金を返還したことを証する書類（注23）	□有 □無					
㉝受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注3）	□有 □無					
㉞発電量調整供給契約申込書の写し	□有 □無					
㉟市場取引等により供給する方法を証する書類	□有 □無					
㊱自ら又は直接の取引先が電気事業法上の事業者であることを証する書類（10ｋＷ以上50ｋＷ未満の太陽光発	□有 □無					